告示

○金融庁告示第十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第十一号）の施行に伴い、並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十二条の五第一項第五号及び第八号ロの規定に基づき、平成十九年金融庁告示第五十八号（顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十一日から適用する。

平成二十六年二月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

前文中「第百四十二条第一項第五号及び第八号ロ」の下に「並びに第百四十二条の五第一項第五号及び第八号ロ」を加える。

○金融庁・財務省告示第一号

金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四十九号）の施行に伴い、及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十八条の七の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第三号（金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十一日から適用する。

平成二十六年二月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

財務大臣　麻生　太郎

本則中「金融商品取引法」を「金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の七第一号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、金融商品取引法」に改め、「以外のもの」の下に「とする。」を加え、本則を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条　令第十八条の七第二号及び第三号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、法第二十五条第一項第九号に掲げる行為に係る業務（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（法第四十二条の二の二に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。）に係るものに限る。）とする。

○外務省告示第六十二号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十六年第四十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基き設立された各理事会委員会が平成二十六年二月十一日に行つた決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第二三三三号8（c）、第二三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人の一部を別表のとおり改正する。

平成二十六年二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

別表の40.、83.、571.、596.及び634.を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【タリバーンと関係を有する個人】

40. ジャラルッディーン・ハッカーニ（別名：(a)ジャラルッディーン・ハカニ(b)ジャラールッディーン・ハッカーニ(c)ジャラールッディーン・ハカニ）
JALALUDDIN HAQQANI (a.k.a. : (a)Jalaluddin Haqani (b)Jallalouddin Haqqani (c)Jallalouddine Haqani)
称号：Maulavi（マウラヴィ）
役職（タリバーン統治下）：Minister of Frontier Affairs（辺境担当大臣）
生年月日：(a)1942年頃(b)1948年頃
出生地：(a)Garda Saray area, Waza Zadran District, Paktia Province, Afghanistan (b)Neka District, Paktika Province, Afghanistan
国籍：アフガニスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2001年１月31日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2008年２月１日、７月31日、10月３日、2011年11月29日及び2014年２月11日に改訂）
その他の情報：シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ（517. に指定した個人）、ナーセルッディーン・ハッカーニ（571. に指定した個人）及びバドルッディーン・ハッカーニ（死亡）の父。モハンマド・イブラヒム・オマリ（42. に指定した個人）及びハリール・アフメド・ハッカーニ（582. に指定した個人）の兄弟。活動的なタリバーン指導者の一人。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。2008年現在、タリバーンのMiram Shah Shuraの長。Zadran部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。

83. アブドゥル・ハック・ワシーク（別名：(a)アブドゥル・ハック・ワシク(b)アブドゥル・ハック・ワシク）
ABDUL-HAQ WASSIQ (a.k.a. : (a)Abdul-Haq Wasseq (b)Abdul Haq Wasiq)
称号：Maulavi（マウラヴィ）
役職（タリバーン統治下）：Deputy Minister of Security (Intelligence)（諜報担当治安次官）
生年月日：(a)1975年頃(b)1971年
出生地：Gharib village, Khogyani District, Ghazni Province, Afghanistan
国籍：アフガニスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：グアンタナモ湾刑務所
国連制裁委員会による指定日：2001年１月31日（2003年９月３日、2007年９月21日、2008年10月３日、2011年11月29日、2013年12月31日及び2014年２月11日に改訂）
その他の情報：2011年時点で米国において拘留されている。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。

571. ナーセルッディーン・ハッカーニ（別名：(a)アリム・ガイール博士(b)ナスィール・ハッカーニ(c)ナスィール・ハッカーニ博士(d)ナッシール・ハッカーニ(e)ナシール・ハッカーニ(f)ナーセルッディーン）
NASIRUDDIN HAQQANI (a.k.a. : (a)Dr. Alim Ghair (b)Naseer Haqqani (c)Dr. Naseer Haqqani (d)Nassir Haqqani (e)Nashir Haqqani (f)Naseruddin)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1970―1973年頃
出生地：Neka District, Paktika Province, Afghanistan
国籍：アフガニスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：パキスタン
国連制裁委員会による指定日：2010年７月20日（2011年７月29日、2012年５月18日、2013年６月27日及び2014年２月11日に改訂）